

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			
(令和17年3月末まで有効)			

交 規 第 8 9 8 号  
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

交通管制運用要領の制定について

この度、道路交通情報の収集及び交通管制の運用等に関し、交通管制運用要領を別添のとおり制定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本要領の施行に伴い、「青森県警察交通管制要綱」（平成12年8月22日付け青警本交規第594号）は廃止する。

担 当 交 通 規 制 課 管 制 係

## 交通管制運用要領

### 第1 目的

この要領は、交通の安全と円滑を図るため、県内及び近接県における道路交通に関する情報の迅速かつ的確な把握及び交通管制の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

#### 1 交通管制

道路交通に関する情報を一元的に収集把握し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の処理を行うことをいう。

#### 2 交通管制センター

交通管制を行うための設備及びその設備の運用者の総体をいう。

#### 3 交通管制システム

交通管制を行うための設備及び付帯設備をいう。

#### 4 交通情報

交通情報の種別は、次のとおりとする。

##### (1) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行禁止及び通行の制限に関する情報（道路使用を除く。）をいう。

##### (2) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は催物に伴う交通状況情報をいう。

##### (3) 交通渋滞情報

交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態をいう。）に関する情報をいう。また、渋滞の表現は渋滞部分の長さや速度により表現する。

### 第3 交通管制センターの業務

交通管制センターは、次の業務を行うものとする。

1 交通情報の収集、分析、伝達及び提供に関すること。

2 交通渋滞及び交通障害事案の処理に関すること。

3 交通管制システムによる交通の監視及び信号等制御に関すること。

4 緊急時の交通管制及び現場の警察官に対する交通規制等の指示に関すること。

5 交通管制システムの保守管理に関すること。

6 交通管制システムのデータ管理に関すること。

7 その他交通管制に関すること。

#### 第4 運用管理者

交通管制センターの運用管理者は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）とする。

#### 第5 交通管制センターの勤務

交通管制センターにおける勤務員の勤務についての必要事項は、交通規制課長が別に定める。

#### 第6 交通管制対象道路

この要領に定める交通管制の対象道路は、次のとおりとする。

- 1 県内における高速自動車国道、一般国道、県道等の主要幹線道路
- 2 交通障害又は交通渋滞の発生により、幹線道路の交通に著しい影響を及ぼすと認められる道路

#### 第7 交通情報の収集

- 1 交通規制課長は、交通管制システムにより、交通情報を収集するほか、道路管理者、道路交通関係行政機関等と密接な連携を保ち、県内及び近接県の主要幹線道路における交通情報を広域的に収集しなければならない。
- 2 警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、日常業務を通じて交通情報の収集に努めなければならない。

#### 第8 交通情報の報告等

- 1 警察官は、交通障害が発生し又は発生するおそれがある事案を現認又は認知したときは、直ちに、その地を管轄する警察署長等（以下「管轄警察署長等」という。）に状況を報告しなければならない。  
この場合において、緊急に措置する必要があると認められるものについては、混雑緩和又は危険防止の措置を講ずるとともに、その旨を管轄警察署長等に報告しなければならない。
- 2 警察署長等は、第7の2により収集した交通情報のうち、道路交通に影響を及ぼすことが予想されるものについては、交通規制課長に通報するものとする。
- 3 通信指令課の勤務員は、110番通報等で受理した情報のうち、緊急に措置する必要があると認められる交通情報については、速やかに無線通話等により、交通管制センターにその状況を通報するものとする。

#### 第9 交通障害及び交通渋滞の解消措置

- 1 警察署長等は、管轄区域内に交通障害及び交通渋滞事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは速やかに交通規制その他必要な措置を講じるとともに、現場広報等により交通障害、交通渋滞の早期解消に努めなければならない。
- 2 交通規制課長及び警察署長等は、収集した交通情報のうち、道路管理者において

通行の禁止、制限の措置が必要であると認める事案については、その状況を速やかに当該道路管理者に通報するものとする。

- 3 警察署長等は、交通障害及び交通渋滞による異常な交通状態が2以上の警察署の管轄区域にわたって広域化し、又はそのおそれがあるため広域的な交通管制の実施が必要であると認められるときは、関係警察署管内における車両の通行を禁止し、又は制限し、若しくはう回道路を指定するものとする。

この場合において、応援派遣その他必要な措置については、交通部長に要請するものとする。

- 4 交通部長は、前記3の要請又は交通規制課長からの報告により、広域的な交通管制の実施が必要であると認めるときは、交通規制課長、関係警察署長等に対し必要な指示を行うものとする。

#### 第10 交通情報の提供等

交通規制課長は、収集した交通情報を分析、整理するとともに、日本道路交通情報センター、道路管理者等と連絡を密にし、報道機関や各種広報媒体を活用して交通情報を道路利用者に提供するとともに、交通管制の実施について理解と協力が得られるよう努めなければならない。

#### 第11 業務の委託

交通規制課長は、交通情報の提供に関する業務及び交通管制システムの保守に関する業務を他に委託することができる。

#### 第12 教養訓練

交通規制課長及び警察署長等は、所属の職員に対し交通情報の収集、報告要領、現場措置の実施要領等について、随時教養訓練を実施し、その習熟に努めなければならない。